

宇部市新庁舎建設基本・実施設計業務委託特記仕様書

本仕様書は、技術提案書提出依頼時における仕様書であり、今後、追加又は変更の可能性がります。

I 業務概要

1 業務名

宇部市新庁舎建設基本・実施設計業務委託

2 業務の目的

本業務は、宇部市本庁舎の建設に当たり、「宇部市本庁舎建設基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づいて、市民等の意見を聴きながら検討を行い、基本・実施設計をまとめることを目的とする。

3 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 (宇部市本庁舎・宇部税務署)
- (2) 敷地の場所 (宇部市常盤町一丁目7番1号他(「基本計画」第3章参照))
- (3) 主要用途 (庁舎)

平成21年国土交通省告示第15号 別添二 第四号 第2類とする。

4 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 (約15,400㎡)
- b. 用途地域及び地区の指定 (商業地域、準防火地域)
- c. 敷地内には、一部河川保全区域が含まれるため、留意して設計を行うこと。

(2) 施設の条件

a. 施設の規模・構造・工事概要

対象部分の名称	延べ面積 (㎡)	構造	工事概要
宇部市本庁舎 宇部税務署	約18,500㎡ (参考)	設計段階における検討による	新築工事 ・建築主体工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事 解体工事 外構工事 その他附帯する工事

b. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月 29 日付け国営計第 126 号、国営整第 198 号、国営設第 135 号）」による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- | | |
|------------|-----|
| 1) 構造体 | I 類 |
| 2) 建築非構造部材 | A 類 |
| 3) 建築設備 | 甲 類 |

※構造については、受注者の作成した比較検討資料等により、学識経験者を含めた専門部会で協議のうえ決定するものとする。

※本業務の委託料には、免震構造の採用を想定し必要な費用を計上しているため、基本設計時の比較検討により免震構造を採用しなかった場合は、設計変更を行い、委託料を変更する。（追加業務に係る業務人・時間数（実施設計）：1,120/免震構造大臣認定手数料：1,530,000 円（非課税））

(3) 建設の条件

- a. 概算予定工事費（約 93.4 億円（税抜き））※基本計画時想定
- b. 建設工事発注予定時期（平成 31 年以降）※基本計画参照

(4) 設計と条件の資料

- a. 基本計画（平成 28 年 8 月）

(5) その他

- a. 実施設計時に変更及び条件を付すことがある。
- b. 実施設計図は実施に際し、設計者と協議して変更する場合がある。
- c. 著作権は無償で宇部市に帰属すること。
- d. 「基本計画」に示す考え方に沿った設計とすること。特に以下の点に留意すること。
 - 1) 配置計画で特に重視することとした 5 点
 - 2) 将来の変化に対応しやすい構造・形状及び効率的なスペース利用
 - 3) ライフサイクルコストに配慮した効率的な運用管理の実現
- e. 木材については、「宇部市公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」に則り積極的に利用すること。
- f. 「基本計画」の趣旨を踏まえ、事業費の縮減に努めるとともに、基本設計及び実施設計の各段階において、ライフサイクルコストの比較検討を行いながら設計を進めること。
- g. 設備計画については、現庁舎設備（LAN、防災アンテナ等）の調査を十分に行い、ライフサイクルコストを含めた比較検討資料を作成のうえ、移設・新設等を協議検討し作成すること。

- h. 工事期間中における一般来庁者及び職員の安全対策の検討を行うこと。
- i. 次に掲げる関連業務の受注者と協力体制を構築し、業務が円滑に執行するよう必要な調整を行うこと。
 - 1) 測量業務委託
 - 2) 地質調査業務委託
- j. 本業務を手戻りなく、また、迅速な方針決定のもと進めるため、業務着手後速やかに、庁舎規模や概算事業費の増減に影響する項目と論点、選択肢を提示し、発注者との十分な協議のもと、目的を明確にして業務を進めること。

5 業務の委託期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 15 日までとする。

(各種申請・手続業務については、委託期間中に許認可、受理等が完了していること。)

6 中間報告の時期

市民又は庁内検討協議会等へ進捗状況の周知を図るため中間報告を行うこと。詳細は契約後の協議により決定するが、概ね次のとおり想定している。

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 基本設計段階における概算事業費等 | 平成 29 年 10 月 |
| (2) 基本設計完了時の設計概要等 | 平成 30 年 1 月 |
| (3) 実施設計段階における概算事業費等 | 平成 30 年 10 月 |
| (4) その他監督職員が必要とするもの | 別途指示 |

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務共通仕様書」（平成 21 年 4 月 1 日国営整第 173 号）による。ただし、当該共通仕様書中の「調査職員」については、全て「監督職員」と読み替えるものとする。なお、特記・共通仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために性質上当然必要と思われるものについては、設計業務を受託した者の責任において完備するよう努めること。

1 設計業務の内容及び範囲

業務の内容は、基本構想及び基本計画に基づき、各項目について調査、整理及び検討等を行うこととし、業務の実施に当たっては、発注者と十分に打合せを行うこと。

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計

- ・ 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ・ 電気設備基本設計に関する標準業務
- ・ 機械設備（昇降機を含む。）基本設計に関する標準業務

※駐車・駐輪場、その他建築に付随する部分の外構整備については標準業務に含む。

b. 実施設計

- ・ 建築（総合）実施設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）実施設計に関する標準業務
- ・ 電気設備実施設計に関する標準業務
- ・ 機械設備（昇降機を含む。）実施設計に関する標準業務

※各標準業務については、設計意図の伝達業務を除く。

※駐車・駐輪場、その他建築に付随する部分の外構整備については標準業務に含む。

(2) 追加業務の内容及び範囲

a. 積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴取、見積検討資料（見積比較表を含む。）の作成、設計書（工事費内訳明細書）の作成）

- ・ 建築積算（外構を含む。）
- ・ 特殊基礎積算
- ・ 電気設備積算
- ・ 機械設備積算

※工事費内訳明細書については、納品時に最新の単価に入替を行うこと。

- b. 透視図作成業務（アルミ枠・電子データ付）
 - ・鳥瞰パース（基本設計：2面、実施設計：2面）A2判
 - ・外観パース（基本設計：2面、実施設計：2面）A2判
 - ・内観パース（基本設計：3面、実施設計：3面）A3判
- c. 模型製作（展示用模型、ケース・写真撮影データ付）
 - 【縮尺】1/150～1/200、【模型材質】提案による、【ケース材質】アクリル程度
- d. 概略工事工程表の作成（基本設計、実施設計）
- e. 計画通知申請・届出手続き業務（手数料の納付は含まない。）
- f. 構造性能評価及び大臣認定等取得に係る業務（手数料の納付を含む。ただし、受注者の責に帰すべき事由により再申請・変更申請が生じた場合の手数料については、受注者の負担とする。）
- g. 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- h. 建築物総合環境性能評価（CASBEE）による評価業務（「実施設計段階」認証業務を含む。）
- i. 宇部市景観計画の行為届出業務
- j. 都市計画法に基づく開発行為に関わる申請（都市計画法第34条の2、37条）業務
- k. 市民説明等に必要資料の作成等（基本設計、実施設計）
 - ・パブリックコメント用資料作成及び市民説明会対応
 - ・宇部市中高層建築指導要綱に基づく資料・標識作成
 - ・プロジェクト紹介ポスター作成（A2 50部）
 - ・広報用パンフレット作成（A3両面二つ折り 1, 000部）
- l. 交通影響調査等業務（基本設計）
 - ・新庁舎駐車場のあり方（駐車場位置、必要台数、出入口の数や位置等）を検討するために行う現市庁舎及び税務署駐車場等の利用実態調査、周辺道路交通量調査
- m. 市民意見を聴取、集約するためのワークショップ等の実施（基本設計：4回程度）
 - ・企画及び資料作成、当日の運営、意見集約及び公表資料の作成
- n. 庁内会議等への支援（基本設計、実施設計：計12回程度）
 - ・議題の立案、資料作成、会議の運営補助、意見集約及び公表資料の作成
 - ※ r の基本レイアウト業務 3) の総合窓口専門部会支援を除く。
- o. BIM等の3次元建物情報モデル構築による各種空間計画の検討及び市民向け公表用動画データの作成（基本設計、実施設計）
 - ・打合せ・説明会等において周辺環境との関連も踏まえた外観、及び内観を説明するために用いること。
 - ・市民向け公表用動画データの成果物については、HP等で容易に公開でき、汎用ソフトで視聴可能なものとし、ファイル形式等について事前に監督職員承認を得ること。
 - ・設備ルートの検討・調整、各種数量把握等にも活用すること。

- p. 市庁舎及び税務署の合築に伴う検討業務
- ・施設の所有範囲・位置等、共有・専用区分に関する検討資料作成（駐車場等の外構を含む。）
 - ・共有部分及び専用部分の運用・維持管理等検討資料作成（関連する協定（案）作成含む。）
 - ・市及び税務署の業務連携・動線計画等説明資料作成（合築により得られる効果等の検証）
- q. ライフサイクルコストを含めた長期修繕計画・建物保全データの作成（基本設計、実施設計）
- r. オフィス環境整備業務
- ・基本レイアウト業務
 - 1) 現況調査の実施
 - ※現状レイアウト図面の修正及びスペース分析（既存CADデータを発注者が提供）
 - ※必要諸室・面積の条件を求めるための各課等アンケート調査（文書・物品量調査結果の分析及び不足項目等の追加実施等）
 - ※来庁者の利用状況・動線調査の実施
 - ※什器備品整備計画作成に必要な調査
 - 2) オフィス環境整備の基本方針の企画提案
 - ※現況調査の分析に基づく課題や改善策の提示を含む。
 - 3) 総合窓口の形態・運営方法等を検討する庁内専門部会への出席及び専門的視点からの助言・提案等の支援
 - 4) 新庁舎の必要面積の算定・ゾーニング計画の作成
 - ※現況調査を使用し、専門的視点からの分析による、宇部市計画面積内での各部署の必要面積・ゾーニング(フロア・バーチカル)計画の提案
 - ※執務スペースを含めた書庫・倉庫等の機能的・効率的な利用計画提案
 - 5) 基本レイアウト図面の作成
 - ※レイアウトの要件整理及びゾーン別レイアウト基準の企画提案
 - ※レイアウト基準に基づく基本レイアウト図面の作成
 - ※サイン基本計画
 - ※各課ヒアリング(図面提示)によるレイアウトの調整
 - 6) 概算費用の算出（基本設計段階）
 - ※什器備品整備に係る概算費用及び移転概算費用
 - ・実施レイアウト業務
 - 1) 実施レイアウト図面の作成
 - ※サイン実施設計を含む。
 - 2) 什器備品整備(転用・処分・購入等)計画の作成
 - 3) 概算費用の算出（実施設計段階）

※什器備品整備に係る概算費用及び移転概算費用

s. 地盤補強設計業務

- ・基本設計（工事費概算書の作成）
- ・実施設計（図面作成及び積算業務）

※別途発注予定の地質調査結果に基づき、杭基礎の支持層や古洞の分布状況等に応じて必要な対策を行うための設計業務。

t. 広場設計業務

- ・基本設計（ランドスケープ・広場の計画、工事費概算書の作成）
- ・実施設計（図面作成及び積算業務）

u. 解体実施設計業務

- ・建築物（設備込）、工作物解体図面作成
- ・解体工事積算業務

1) 宇部市本庁舎本館：延床面積 13,448.36 m²、地上 4 階・地下 1 階・塔屋
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

2) 宇部市本庁舎別館：延床面積 849.65 m²、地上 3 階
鉄筋コンクリート造

3) 宇部税務署庁舎：延床面積 1,041.35 m²、地上 2 階
鉄筋コンクリート造

4) その他敷地内建築物及び工作物

※図面作成については、貸与図面で支障ない部分は、写しで可

※なお、設計に際しては、特別管理産業廃棄物等（廃石綿等、PCBを含む機器類、PCB含有シーリング材、廃油、廃酸・廃アルカリ、フロン・ハロン、イオン化式感知器、六フッ化硫黄ガス等）の有害物質の有無について調査を行うこと。また、廃石綿等の資料採取による分析調査は、4箇所を見込んでいる。

v. テレビ電波障害机上検討業務（実施設計）

w. リサイクル計画書の作成

x. 各種補助申請資料等の作成

2 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本・実施設計業務は、提示する設計と条件、基本計画及び適用基準に基づき行う。
- b. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用図書に基づき行う。

(2) 適用基準等

適用基準等は、次によるものとする。（最新版）

特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a. 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・官庁施設の防犯に関する基準
- ・建築物等の利用に関する説明書作成の手引き
- ・地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き
- ・建築物のライフサイクルコスト評価用データ集（公益社団法人ロングライフビル推進協会）
- ・新・LC設計の考え方（同上）
- ・建築のライフサイクルと維持保全（同上）
- ・特殊建築物等定期点検業務基準（（一財）日本建築防災協会）
- ・官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン
- ・建築設計業務等電子納品要領
- ・建築CAD図面作成要領（案）
- ・官庁営繕事業におけるBIMモデル作成及び利用に関するガイドライン
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・建築物解体工事共通仕様書
- ・建築工事における建設副産物管理マニュアル
- ・山口県福祉のまちづくり条例
- ・宇部市景観計画

b. 建築

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・建築設計基準
- ・建築構造設計基準
- ・敷地調査共通仕様書
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・木造建築工事標準仕様書
- ・建築工事標準詳細図
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・標準案内図用記号ガイドライン
- ・既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針

c. 建築積算

- ・ 公共建築数量積算基準
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

d. 設備

- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）
- ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引
- ・ 食品ごみ処理設備設計計画指針

e. 設備積算

- ・ 公共建築設備数量積算基準
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

(3) 提出書類

a. 着手時

- 1) 重要事項説明書
- 2) 管理技術者及び主任担当技術者選任通知書
※プロポーザル応募時に提出した配置予定技術者調書を添付すること。
- 3) 業務計画書
- 4) その他業務上必要となるもの

b. 業務中

- 1) 業務打合せ簿
- 2) 業務履行報告書・・・月毎に業務の進捗状況及び翌月の予定を記載し提出
- 3) その他業務上必要となるもの

c. 完了時

- 1) 業務完了通知書
- 2) 成果品引渡書
- 3) 委託料支払請求書
- 4) その他業務上必要となるもの

(4) 業務計画書

業務計画書は、次の内容を記載する。

- a. 業務工程表
- b. 作業項目別工程計画表
- c. 打合せ計画表
- d. 業務実施体制
- e. 3次元建物情報モデルに関する実施方法（B I M等のソフトウェア、解析ソフトの名称・バージョン等を含む。）、実施内容、実施体制等

(5) 配置技術者の資格要件

a. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士

b. 主任担当技術者の資格要件

担当分野の業務を分担する主任担当技術者の資格要件は次による。

- 1) 建築(総合)主任担当技術者
 - ・建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
- 2) 建築(構造)主任担当技術者
 - ・建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する構造設計一級建築士
- 3) 電気設備主任担当技術者
 - ・建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する設備設計一級建築士
- 4) 機械設備主任担当技術者
 - ・建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する設備設計一級建築士
- 5) 積算主任担当技術者
 - ・社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士

c. 履行体制

受注者は、プロポーザル方式による手続きで提案した履行体制（配置予定技術者）により当該業務を履行することとし、原則として変更することはできない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由による場合には、発注者の了解を得たうえで、資格及び業務実績について同等以上の技術者に変更することとする。

(6) 貸与資料等

a. 既存設計図書等

- ・ 既存建築物設計図書一式
- ・ 既存工作物設計図書一式

b. 資料の貸与及び返却

貸与資料	適用
本庁舎の耐震診断（第2次診断）報告書（平成9年度）	ファイル綴じ
PFI 導入可能性調査報告書（平成16年度）	ファイル綴じ
庁舎保全に係る調査報告書（平成23年度）	ファイル綴じ
窓口・執務環境調査に基づく規模算定に関する報告書（平成27年度）	PDFデータ

貸与場所（宇部市都市整備部まちなか再生推進課） 貸与時期（業務着手時）
返却場所（ 同上 ） 返却時期（協議による）

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- 業務着手時
- 定例打合せ（2週間に1回程度とし、協議により決定する。）
- 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時

(8) その他、業務の履行に係る条件等

a. 契約書第36条第1項で指定する部分

- ・ 基本設計業務成果品

履行期限（平成30年1月31日）

b. 成果物の提出場所（宇部市都市整備部まちなか再生推進課）

c. 成果物の提出時期

- ・ 地盤補強実施設計業務成果品・・・平成30年9月末

※その他の実施設計業務に伴う成果品については、委託期間内に各種申請手続の許可、受理等を完了させることを考慮し、監督職員と協議のうえ適切な提出期限を設定すること。

d. 成果物の取り扱いについて

提出された原図およびCADデータについては、その写しもしくはそのPDFデータを入札に係る資料として貸与もしくは公開に利用することがある。

また、提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

e. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

・写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

・次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

1) 写真を公表すること。

2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

f. 引渡し前における成果品の使用等

仕様書に提出時期の規定がある場合又は監督職員が指示し受注者がこれに承諾した場合は、発注者は履行期間途中においても、成果品の全部又は一部を使用することができる。

g. 業務実績情報の登録について

業務完了後10日（ただし、土、日曜及び祝日等は除く）以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、監督職員の確認を受ける。

3 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成果物等	提出部数	製本形態等
<p>a.基本設計説明書</p> <p>【建築】</p> <p>計画説明書 配置計画 平面計画、動線計画、断面計画 オフィス環境整備計画(基本方針等) ゾーニング計画(フロア・バーチカル) サイン基本計画 ユニバーサルデザイン計画 外観・景観計画、色彩計画(内外装共) 防災計画、避難計画、セキュリティ計画 省エネルギー計画、環境配慮計画 雨水排水計画 外構計画(ランドスケープ、広場、駐車場等) 仕様概要書、仕上概要表 面積表、求積図 敷地案内図、配置図 平面図(各階) 断面図 矩計図(主要部) 立面図(各面) 基本レイアウト図面、レイアウト基準書 日影図</p> <p>【構造】</p> <p>構造計画説明書 構造設計概要書</p> <p>【電気設備】</p> <p>電気設備計画説明書(情報・通信設備計画及び 防災・防犯設備計画等を含む。) 電気設備設計概要書(同上)</p> <p>【機械設備】</p> <p>機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 昇降機設備設計概要書</p>	<p>1 部</p> <p>2 部</p>	<p>A4ファイル綴じ</p> <p>A3冊子綴じ</p>
<p>b.概略工事工程表</p>	<p>3 部</p>	<p>A3</p>

c.工事費概算書 建築(総合)、建築(構造)、電気設備、機械設備 地盤補強、外構・広場 概算ランニングコスト(電気設備、機械設備)	3部	A4ファイル綴じ
d.什器備品整備費用概算書(基本設計段階)	3部	A4ファイル綴じ
e.移転費用概算書(基本設計段階)	3部	A4ファイル綴じ
f.関係法令チェックリスト	3部	A4ファイル綴じ
g.透視図 鳥瞰パース 外観パース 内観パース	2面 2面 3面	A2 A2 A3
h.オフィス環境整備関係報告・提案書 現況調査等各種調査報告書 新庁舎必要面積提案関係書 書庫・倉庫等利用計画提案書	2部	A4ファイル綴じ
i.市民意見聴取分析報告書、庁内会議結果報告書	3部	A4ファイル綴じ
j.交通影響調査等報告書	2部	A4ファイル綴じ
k. CASBEE 目標値報告書	3部	A4ファイル綴じ
l.ライフサイクルコスト概要書・比較表	3部	A4ファイル綴じ
m.各種技術資料・比較検討資料 建築(総合・構造)、電気設備、機械設備等 ※構造比較表(免震・耐震・制震)を含む。	2部	A4ファイル綴じ
n.基本設計概要版	100部	A3折畳冊子綴じ
o.プロジェクト紹介ポスター	50部	A2
p.広報用パンフレット	1,000部	A3両面二つ折り
q.3次元建物情報モデルの構築を利用した市民向け 動画データ	1式	※電子データのみ
r.協議簿、業務日誌(所要時間集計)、各種会議録	1部	A4ファイル綴じ
s.その他監督職員が必要と認めるもの	適宜	

- (注) : 「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
: 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。
: b～mの成果物は、適宜aの成果物の中にも含めることもできる。
: 設計図は、適宜、追加してもよい。
: 電子データは、監督職員の求めに応じて随時提出すること。
: 成果物は、監督職員の指示により、製本とする。
: 著作権を発注者に帰属する場合、上記成果物の設計図書については原則CADで作成し、他の成果物とともに電子データでの納品に努めること。
: CADの形式は、JWWまたはDXFとすること。

(2) 実施設計

成果物等	提出部数	製本形態等
a.実施設計図書 別表1に掲げる実施設計図書	1部 2部	A1原図(ケース入) A3冊子綴じ
b.計画通知図書 建築(総合・構造)、電気設備、機械設備	3部	A4ファイル綴じ
c.構造計算書及び構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書	3部	A4ファイル綴じ
d.電気設備設計計算書 照度計算書、電圧降下計算書、容量算定書	3部	A4ファイル綴じ
e.機械設備設計計算書 空調計算書、換気計算書、水理計算書 昇降機計算書、給排水計算書	3部	A4ファイル綴じ
f.積算関係資料 工事費内訳明細書(建築・電気設備・機械設備・解体・地盤補強・外構・広場)※RIBCデータ含む。 積算数量算出書(建築・電気設備・機械設備・解体・地盤補強・外構・広場) 見積比較表(建築・電気設備・機械設備・解体・地盤補強・外構・広場)他、検討資料 刊行物比較検討表 見積徴取業者リスト 単価根拠資料(見積書・カタログ・刊行物・歩掛コピー等) 査定率検討書 数量拾い図 コンクリート打設計画書 年度別概算工事費内訳書	3部	A4ファイル綴じ
g.届出関係資料 省エネルギー関係計算書 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による計算書、認証申請書類 宇部市景観計画の行為届出書類 開発行為に関わる申請書類 計画通知(確認済証) 性能評価書、大臣認定書	3部	A4ファイル綴じ
h.中高層建築物報告書	3部	A4ファイル綴じ

i.リサイクル計画書	3部	A4ファイル綴じ
j.関係法令チェックリスト	3部	A4ファイル綴じ
k.設計段階チェックリスト	3部	A4ファイル綴じ
l.概略工事工程表	3部	A3
m.透視図 鳥瞰パース 外観パース 内観パース	2面 2面 3面	A2 A2 A3
n.模型	1体	—
o.テレビ電波障害机上検討書	3部	A4ファイル綴じ
p.什器備品整備(転用・処分・購入等)計画	3部	A4ファイル綴じ
q.什器備品整備費用概算書(実施設計段階)	3部	A4ファイル綴じ
r.移転費用概算書(実施設計段階)	3部	A4ファイル綴じ
s. ライフサイクルコスト概要書・比較表	3部	A4ファイル綴じ
t. コスト縮減概要書	3部	A4ファイル綴じ
u.長期修繕計画(ライフサイクルコストを含む。)	3部	A4ファイル綴じ
v.建物保全データ	1式	※電子データのみ
w.3次元建物情報モデルの構築を利用した市民向け動画データ(修正版)	1式	※電子データのみ
x.各種技術資料・比較検討資料・補助申請資料	2部	A4ファイル綴じ
y.協議簿、業務日誌(所要時間集計)、各種会議録	1部	A4ファイル綴じ
z.その他監督職員が必要と認めるもの	適宜	

別表1 実施設計図書リスト

種別	図面	備考
建築(総合) ※外構・広場含む	建築物概要書 特記仕様書 仕上表 面積表、求積図 敷地案内図、配置図 平面図(各階) 断面図 立面図(各面) 矩計図 展開図 各伏図(各階) 平面詳細図、実施レイアウト図面 部分詳細図(断面含む)	縮尺については、監督職員と協議の上決定すること。

	建具表 外構図(附帯施設を含む) 総合仮設計画図 造作家具図 サイン詳細図 その他工事に必要な図書等	
建築(構造)	特記仕様書 杭伏図、基礎伏図 基礎配筋図 構造伏図 屋根伏図 軸組図 部材断面リスト 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 スリーブ図 その他工事に必要な図書等	縮尺については、監督職員と協議の上決定すること。
電気設備	特記仕様書 電灯設備図 照明器具姿図 動力設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 非常電源設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 テレビ共同受信設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図(監視等システム含む)	縮尺については、監督職員と協議の上決定すること。

	<p>構内配電線路図 構内通信線路図 引込開閉器結線図 仮設計画図 各種系統図 その他工事に必要な図書等</p>	
機械設備	<p>特記仕様書 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 機器表 衛生器具設備図 屋外給排水設備図 屋内給排水設備図 中水設備図 柵リスト、勾配図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 昇降機設備図 仮設計画図 各種系統図 その他工事に必要な図書等</p>	縮尺については、監督職員と協議の上決定すること。
解体	<p>特記仕様書 配置図 撤去対象物意匠図 撤去対象物構造図 撤去対象物設備図 外構撤去図 土留め計画図 敷地整備図 特別管理産業廃棄物等分析報告書 特別管理産業廃棄物等撤去図 仮設計画図 その他工事に必要な図書等</p>	縮尺については、監督職員と協議の上決定すること。

地盤補強	特記仕様書 地盤補強概略図 注入孔配置図 推定地質断面図 その他工事に必要な図書等	縮尺については、監督職員と協議の上決定すること。
------	-------------------------------------------------------	--------------------------

(注)：建築（構造）の成果物は、建築（総合）成果物の中にも含めることもできる。

：設計図は、適宜、追加してもよい。

：電子データは、監督職員の求めに応じて随時提出すること。

：成果物は、監督職員の指示により、製本とする。

：著作権を発注者に帰属する場合、上記成果物の設計図書については原則CADで作成し、他の成果物とともに電子データでの納品に努めること。

：CADの形式は、JWWまたはDXFとすること。